

中間貯蔵施設 再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方

- 2016年6月、放射線に関する安全性の確保を大前提に、減容処理等を行った上で除去土壌を再生資材化し、**適切な管理の下での利用**を実現するための『基本的考え方』を公表。
- 基本的考え方を指針として、実証事業・モデル事業等を実施し、放射線に関する安全性の確認や具体的な管理方法の検証を行うとともに、全国的な理解の醸成に取り組み、再生利用の本格化に向けた環境整備を進める。

用途の限定

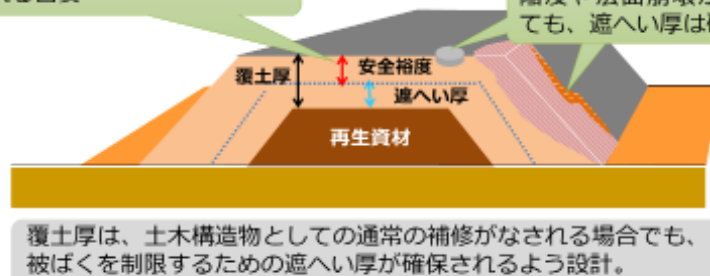
- ✓ 管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等であって、長期間人為的な形質変更が想定されない盛土等の構造基盤
- 例) 防潮堤、海岸防災林、道路等の盛土材の構造基盤の部材、廃棄物処分場の覆土材、土地造成における埋立材・充填材、農地（園芸作物・資源作物）等

適切な管理

- ✓ 施工中の追加被ばく線量を1 mSv/年を超えないように制限するための放射能濃度を設定
- ✓ 再生利用可能濃度は8,000Bq/kg以下を原則とし、用途ごとに設定
- ✓ 覆土等の遮へい、飛散・流出の防止、記録の作成・保管等

土木構造物としての修復措置がなされる目安

陥没や法面崩壊が生じても、遮へい厚は確保



環境省作成

福島県内の除染等で生じた除去土壌の福島県外最終処分に向けては、除去土壌の再生利用により、最終処分量を低減することが重要です。

広く国民や地域の住民の方々等の理解・信頼を醸成しつつ、再生資材化した除去土壌の安全な利用を段階的に進めるため、2016年6月に「再生資材化した除去土壌の安全な利用に係る基本的考え方」を取りまとめました。この基本的考え方では、除去土壌の再生利用について、利用先を管理主体や責任体制が明確となっている公共事業等に限定し、追加被ばく線量を制限するために放射能濃度を限定するとともに、覆土による遮へい等の適切な管理の下で実施することを想定しています。

この基本的考え方に沿って、南相馬市での盛土造成や飯舘村長泥地区での農地造成、中間貯蔵施設での道路盛土造成の実証事業を実施しています。その中で、空間線量は盛土施工前後で変化していないこと、空気中や雨水浸透水等の放射能濃度は基準値を下回ることなどの知見が得られており、再生利用を安全に実施できることを確認しています。また、飯舘村長泥地区では、造成した農地で栽培した米や野菜等から検出された放射性セシウム濃度が、一般食品の基準である100Bq/kgを大きく下回ることを確認しています。今後、こうした再生利用実証事業の成果を踏まえ、基準やガイドラインを策定し、2025年度以降の再生利用の本格化に向けた取組を進めていきます。

上述の実証事業現場においては、一般の方向けの現地見学会や学生・自治体・海外機関等様々な方を対象とした視察・見学を実施してきており、最終処分・再生利用に関する理解醸成に取り組んでいます。

環境省 中間貯蔵施設情報サイト「除去土壌の再生利用について」

<http://josen.env.go.jp/chukanchozou/facility/recycling/>

本資料への収録日：2019年3月31日

改訂日：2024年3月31日